

津市人権施策推進会議設置要綱

平成18年11月1日訓第219号

改正 平成19年3月30日訓第46号
平成20年5月21日訓第45号
平成20年12月4日訓第71号
平成24年7月31日訓第46号
平成27年3月31日訓第19号
令和2年3月30日訓第10号
令和3年6月2日訓第43号
令和4年3月31日訓第29号
令和6年10月1日訓第78号

(設置)

第1条 本市における人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ積極的に推進するため、津市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策の基本となる方針の策定及び変更に関すること。
- (2) 人権施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他人権施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第2号に規定する副市長を、副会長には市民部長をもって充てる。
- 3 委員には、市長が別に定める職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
(意見等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して意見又は説明を求めることができる。

(幹事会等)

第7条 第2条に規定する所掌事項のうち特定の事項について調査研究するため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、市長が別に定める職員で構成する。

3 幹事会の事務に係る資料の収集等を行うため、幹事会に調査班（以下「ワーキング・グループ」という。）を置く。

4 ワーキング・グループは、会長が指名する職員で構成する。

(推進員)

第8条 本市における人権施策の円滑かつ一層の推進を図るため、津市人権施策推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員には、課長等（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第3号に規定する課長並びに消防本部、上下水道事業局、上下水道管理局、教育委員会事務局及び議会事務局の課長、同条第4項に規定する室長並びに同条第2項、第3項及び第7項第1号に規定する担当副参事並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第3号に規定する課長及び同条第3項第1号に規定する担当副参事、教育委員会事務局教育事務所長並びに別表に掲げる職員をいう。）をもって充てる。

3 推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 課等における人権施策の推進及び進行管理に関すること。

(2) 所属職員の人権意識の高揚に関すること。

(3) その他人権施策の推進に関すること。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、市民部人権課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓第46号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月21日訓第45号）

この訓は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年12月4日訓第71号）

この訓は、平成20年12月15日から施行する。

附 則（平成24年7月31日訓第46号）

この訓は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第19号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓第10号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月2日訓第43号）

この訓は、令和3年6月8日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第29号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日訓第78号）

この訓は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第 8 条関係）

アストプラザ館長、会計管理室長、消防署副署長、三重短期大学事務局大学総務課長、津図書館図書事務長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長
--